

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書について

平成 20 年度から、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）交付者は、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項により、マニフェストに関する報告書を、所管する都道府県又は政令市に提出することが義務付けられています。

つきましては、産業廃棄物を排出する事業場（排出事業場）が大阪市内にあるマニフェスト交付者（産業廃棄物排出事業者及び中間処理業者等）の皆様は、毎年 4 月 1 日～6 月 30 日に、前年度に交付したマニフェストの内容を、排出事業場ごとにとりまとめてご提出ください。

なお、報告書が提出されないときは、勧告、氏名公表する場合があります。

報 告 要 領

- 1 対象事業者：産業廃棄物を排出する事業場でマニフェストを交付している事業者
- 2 提出先：都道府県又は政令市（大阪市内の事業場にあっては、大阪市）
- 3 報告内容：事業場ごとに前年度 1 年間分
(例) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに交付したマニフェストの状況について、令和 7 年 4 月から 6 月に報告
- 4 提出期限：毎年 6 月 30 日まで
- 5 報告用紙及び記載例：[報告様式（国様式：エクセル形式）](#)
[報告様式（大阪市様式：エクセル形式）](#)
[記入例・項目説明](#)
[コード表・比重対照表](#)
- 6 提出方法：窓口、郵送又はメール

※ なお、廃棄物処理法第 12 条の 5 に規定する電子情報処理組織を使用した登録及び報告（電子マニフェスト）を活用している場合は、同法第 12 条の 5 第 9 項の規定により、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。

◆注意事項◆

- ① 産業廃棄物の種類、運搬委託先、処分委託先ごとに記入してください。
区間を区切って運搬を委託した場合には、区間ごとの運搬受託者について、行をわけて、全て記入してください。
- ② 建設系の事業場のように同一の都道府県(政令市)の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場(工事現場)が2以上ある場合には、これらの事業場(工事現場)を1事業場としてまとめた上で提出してください。
- ③ 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係るものを見らかにしてください。
- ④ やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、そのうち最も重量のある産業廃棄物を代表品目として記載するとともに、当該混合廃棄物全体の排出量を記載してください。

なお、混合物については、「例えばシュレッダーダストのように複数の廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類としてマニフェストを交付して差し支えないこと。」とされていることから、発生段階から一体不可分の状態で混合している場合に限ります。

- ⑤ 個々のマニフェストに記載する「数量」は(t、kg、m³、L)等のいずれの単位も認められていますが、報告書の排出量の単位は必ず「t(トン)」を用いて報告してください。適切な単位換算方法により「t(トン)」に換算を行って集計してください。単位換算方法が不明な場合には、比重対照表を参考に計算してください。
 - ⑥ 運搬先の住所は、運搬受託者が運搬する先の住所であって、運搬受託者の事務所の住所ではありません。また、処分場所の住所は、事業者が契約している処分受託者の処分施設がある住所(中間処理場所等)であって、中間処理後の最終処分場所の住所ではありません。処分場所の住所は、運搬先の住所と同一になる場合が多いと思いますが、その場合、記載する必要はありません。
 - ⑦ 電子マニフェストを活用する場合にあっては、情報処理センターから直接都道府県知事等に対して報告がなされますので、事業者から都道府県知事等に報告していくだけ必要はありません。
- ただし、一部別に紙マニフェストを使用したものがある場合は、その分については電子マニフェストを使用したものと別に事業者から都道府県知事等に報告してください。
- ⑧ 報告書を提出後に誤りに気づいた場合、余白に朱書きで「再提出」と記載し提出してください。
 - ⑨ 担当者が変更になり、既に提出しているかわからない場合、余白に「提出しているかわからぬため再提出」と、朱書きで記入し提出してください。

◆マニフェスト交付等状況報告書の提出先◆

大阪市の区域

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ

〒 545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5-1 あべのルシアス 13 階

TEL 06-6630-3284

※ メールをご利用の場合は、下記アドレスまで、エクセル又はワード形式のデータでご提出ください。受付確認については、送信履歴や受取確認機能等のご活用をお願いします。

(報告書以外(コード表等)は送信しないでください。)

報告書受付用メールアドレス：manihoukoku@city.osaka.lg.jp

大阪府の所管区域（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市以外の大阪府域）

[ア、建設業者 及び 産業廃棄物中間処理業者]

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

〒 559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階

TEL(建設業)06-6210-9570、(中間処理業者)06-6210-9564

FAX 06-6210-9561

[イ、建設業者及び中間処理業者以外]

・泉州地域（下記）以外の大阪府域

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

〒 559-8555 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階

TEL 06-6210-9582 FAX 06-6210-9561

・堺市以外の泉州地域（高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）

大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課

〒 596-0076 岸和田市野田町 3 丁目 13-2 泉南府民センタービル 3 階

TEL 072-437-2530 FAX 072-438-2069

堺市の区域

堺市 環境局 環境保全部 環境対策課

〒 590-0078 堀市堺区南瓦町 3-1 堀市役所高層館 4 階

TEL 072-228-7476 FAX 072-228-7317

豊中の区域

豊中市 環境部 事業ごみ指導課

〒 561-0891 豊中市走井 2-5-5 中部事業所内 1 階

TEL 06-6858-3070 FAX 06-6846-6390

吹田市の区域

吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ
〒 564-8550 吹田市泉町 1-3-40 高層棟 1 階
TEL 06-6384-1799 FAX 06-6368-7350

高槻市の区域

高槻市 産業環境部 資源循環推進課
〒 569-0021 高槻市前島 3 丁目 8-1
TEL 072-669-1886 FAX 072-669-1961

枚方市の区域

枚方市 環境部 環境総務課
〒 573-1162 枚方市田口 5-1-1 穂谷川清掃工場内 管理棟 1 階
TEL 072-807-6211 FAX 072-849-6645

八尾市の区域

八尾市 経済環境部 産業廃棄物指導課
〒 581-0017 八尾市高美町 5 丁目 2 番 2 号 清掃庁舎
TEL 072-924-3775 FAX 072-923-7135

寝屋川市の区域

寝屋川市 環境部 環境保全課
〒 572-0855 寝屋川市寝屋南 1 丁目 2 番 1 号 クリーンセンター 5 階
TEL 072-824-1021 (直通) FAX 072-824-1023

東大阪市の区域

東大阪市 環境部 産業廃棄物対策
〒 577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 東大阪市役所 15 階
TEL 06-4309-3207~8 FAX 06-4309-3944

◆電子マニフェストについて◆

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

情報処理センターは、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。

なお、環境省では、不法投棄及び不適正処理の未然防止の観点から電子マニフェストの使用を推進しています。

【電子マニフェスト導入の利点】

① 事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・排出事業者によるマニフェストの保存が不要
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・マニフェストデータの加工が容易
- ・事務効率化による人件費の削減

② 法令の遵守

- ・マニフェストの誤記・記入漏れを防止
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③ データの透明性

- ・マニフェストの偽造防止
- ・マニフェスト情報を第3者である情報センターが管理・保存

④ マニフェスト交付状況の行政報告

- ・電子マニフェスト利用者は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要

※ 電子マニフェストの加入等に関する問合せについては、(財)日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンターへお問い合わせ下さい。

TEL 0800-800-9023 (フリーアクセス通話料無料)

03-5275-7023 (フリーアクセスが利用できない場合)

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>